省令

○農林水産省令第六十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十三日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二劇薬の項第二十三号中「製剤」の下に「。ただし、一片中二・二―ジクロロ―N―[(αS、βR)―α―(フルオロメチル)―β―ヒドロキシ―パラ―(メチルスルフォニル)―フェネチル]アセトアミドとして三〇マイクログラム以下を含有する体外診断用医薬品を除く。」を加える。

別表第二劇薬の項中第四十六号を第四十七号とし、第四十号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十九号の次に次の一号を加える。

四十　マバコキシブ及びその製剤

別表第三中「並びにモキシデクチン」を「、モキシデクチン」に改め、「(猫に使用することを目的とするものに限る。)」の下に「並びにエプリノメクチンを含有する外皮用剤（猫に使用することを目的とするものに限る。)」を加える。

別表第三中第百二十二号を第百二十四号とし、第百九号から第百二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第百八号を第百九号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十　マバコキシブ

別表第三中第百七号を第百八号とし、第十一号から第百六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　エプリノメクチン（猫に使用することを目的とするものに限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。